

令和5年9月19日（火）

19 日 目

（常任委員会審査結果報告及び決算特別委員会審査結果報告・質疑・討論・採決）
（議員派遣、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査）

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 石崎 幸寛
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 稲川 洋	第14番 高橋 正昭

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 石崎 幸寛
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 稲川 洋	第14番 高橋 正昭

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 海老原昌幸 書記（総務係長） 諏訪 満里

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副町長	和田 裕二
教育長	氷室 清	総務課長	星野 和弘
企画課長	柴 光治	税務課長	信夫 一行
住民課長	田仲 有紀	地域生活課長	大山 光夫
健康福祉課長	浜野 知子	子ども家庭課長	高橋 文枝
農政課長兼農業委員会事務局長	松本 勝彦	商工課長	保坂 武志
都市建設課長	神永 理	建築課長	星野 敏克
上下水道課長	川島 勝也	会計管理者兼会計課長	日野 妙子
教育総務課長	佐藤 史久	生涯学習課長	深谷 昇
デジタル推進室長	田仲 進壽		

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1	議案第58号から議案第67号までの常任委員会審査結果報告について
日程第2	議案第74号から議案第80号までの決算特別委員会審査結果報告について
日程第3	議員の派遣について
日程第4	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

午前10時00分 開議

○議長【高橋正昭君】 皆さん、御起立願います。

(全員起立)

○議長【高橋正昭君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【高橋正昭君】 御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

なお、議場内が暑くなっておりますので、上着の脱衣を許します。

ただ今の出席議員は14人です。

○議長【高橋正昭君】 日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【高橋正昭君】 日程第1、「議案第58号から議案第67号までの常任委員会審査結果報告について」を議題といたします。

常任委員会付託の案件につきましては、お手元に配付のとおり審査結果報告書が提出されておりますので、会議録に登載のことといたします。

令和5年9月19日

上三川町議会議長 高橋正昭 様

上三川町議会総務文教常任委員会
委員長 小川公威

委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 審査事件

- (1) 議案第58号 工事請負契約の変更について（（仮称）上三川町生涯学習・子育て支援複合施設建設工事）
- (2) 議案第59号 財産の取得について（（仮称）上三川町生涯学習・子育て支援複合施設（子育て支援センター部分を除く）に係る什器等）
- (3) 議案第60号 財産の取得について（子育て支援センター開設に係る什器等）
- (4) 議案第61号 上三川町都市計画税条例の一部改正について
- (5) 議案第62号 上三川町ORIGAMIプラザの設置及び管理に関する条例の制定について
- (6) 議案第63号 上三川町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

2 審査日

令和5年9月7日

3 結果

議案は、いずれも原案どおり可決する。

令和5年9月19日

上三川町議会議長 高橋正昭 様

上三川町議会産業厚生常任委員会
委員長 海老原友子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 審査事件

- (1) 議案第64号 上三川町印鑑条例の一部改正について
- (2) 議案第65号 上三川町手数料条例の一部改正について
- (3) 議案第66号 上三川町妊産婦医療費助成に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第67号 町道路線の認定について

2 審査日

令和5年9月7日

3 結果

議案は、原案どおり可決する。

○議長【高橋正昭君】 これより委員長の報告を求めます。初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。5番、総務文教常任委員長、小川公威君。

(5番・総務文教常任委員長 小川公威君 登壇)

○5番・総務文教常任委員長【小川公威君】 総務文教常任委員会の審査結果について御報告いたします。

9月1日の本会議において当委員会に付託された案件は、議案第58号から議案第63号までの6件であります。9月7日に委員会を開き、執行部から説明を受け審査をしましたので、その結果について御報告いたします。

総務課所管の議案第58号では、工事請負契約の変更に伴う落札率の取扱いに関する質問に対し、本工事と同様の落札率で計算して契約の相手方と協議を行い同意を得ているとの説明がありました。

議案第59号では、議案第60号と分割発注する理由に関する質問に対し、同じ施設であるが、エリアを分けておりコンセプトが異なるためである。

生涯学習センター部分は、教育委員会事務局職員が使用する事務机等を、学習室では中央公民館で使用しているような椅子、机等を、工作室では学校の図工室で使うような椅子、机等である。子育て支援センター部分は、小学生以下の子供に合わせた規格、安全性の高いものであり異なる部分であるとの説

明がありました。

税務課所管の議案第61号では、税率変更による都市計画税の見込みに関する質問に対し、税率変更により税収は令和6年度で約1,100万円、令和7年度では約2,700万円減額になる見込みであるとの説明がありました。

生涯学習課所管の議案第62号では、施設使用料の算出方法に関する質問に対し、ORIGAMIプラザの建設工事費を施設の耐用年数38年や年間開館日数、1日の開館時間で割り、1時間当たりの費用を算出して、施設全体の面積から使用場所の面積を按分して金額を出している。更に町内の他の施設や周辺自治体の使用料も比較しながら決めているとの説明がありました。

また、陶芸窯の使用では、焼いている時間帯は工作室の使用料はかからない予定であるが、窯に入れるとき、また確認する作業のときは使用料がかかることになる予定である。施設利用案内等で誤解のないように周知していきたいとの説明がありました。

審査の結果、議案第58号から議案第63号まで全員賛成により、原案どおり可決いたしました。

以上、報告いたします。

令和5年9月19日、総務文教常任委員長、小川公威。

○議長【高橋正昭君】 次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。7番、産業厚生常任委員長、海老原友子君。

(7番・産業厚生常任委員長 海老原友子君 登壇)

○7番・産業厚生常任委員長【海老原友子君】 産業厚生常任委員会の審査結果について報告をいたします。

9月1日の本会議において当委員会に付託された案件は、議案第64号から議案第67号までの4件であります。9月7日に委員会を開き、執行部から説明を受け審査をいたしましたので、その結果について御報告いたします。

住民課所管の議案第64号では、スマートフォンへの電子証明書搭載方法の町民への周知に関する質問に対し、スマートフォンへの電子証明書搭載サービスは令和5年5月11日から開始しており、国からのパンフレットにより窓口で周知している。スマートフォンを使用したコンビニエンスストアでの印鑑登録証明書の取得は今年中に開始予定であり、詳細が決定次第周知していくとの説明がありました。

健康福祉課所管の議案第65号では、改正により介護保険資料の複写が無料になるということか、またいつから適用するのかとの質問に対し、お見込みのとおりであり、令和5年10月1日から施行するとの説明がありました。

子ども家庭課所管の議案第66号では、食事療養費の年間の助成額や、食事療養費を廃止する際に他の施策を拡充するなどの議論はあったのかの質問に対し、年間100万円前後支出しており、県内では本町のみが助成している。この予算を他の事業に充てていきたい。最近の動向として、国からも子育て支援策が出されている中で、財源確保は大きな課題となっている。昨年度、児童医療費の拡充も行ったところであり、妊産婦支援や結婚支援等子育て支援策全体として見直しを図る中での検討結果となっているとの説明がありました。

都市建設課所管の議案第67号では、9月議会での道路認定理由と道路寄附基準の公表に関する質問

に対し、道路に隣接する土地の建築確認申請など諸手続に支障がないようにするためである。また寄附基準は課内の内規であるが、今年度に基準を見直し公表したいと考えているとの説明がありました。

審査の結果、議案第64号から議案第66号までは全員賛成により、議案第67号は賛成多数により原案どおり可決いたしました。

以上、報告いたします。

令和5年9月19日、産業厚生常任委員長、海老原友子。

○議長【高橋正昭君】 常任委員長の報告が終了しました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

初めに、議案第58号「工事請負契約の変更について（（仮称）上三川町生涯学習・子育て支援複合施設建設工事）」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立多数です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号「財産の取得について（（仮称）上三川町生涯学習・子育て支援複合施設（子育て支援センター部分を除く）に係る什器等）」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号「財産の取得について（子育て支援センター開設に係る什器等）」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号「上三川町都市計画税条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立多数です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号「上三川町ORIGAMIプラザの設置及び管理に関する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立多数です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号「上三川町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号「上三川町印鑑条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号「上三川町手数料条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号「上三川町妊産婦医療費助成に関する条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号「町道路線の認定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立多数です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

○議長【高橋正昭君】 日程第2、「議案第74号から議案第80号までの決算特別委員会審査結果報告について」を議題といたします。

決算特別委員会付託の案件につきましては、お手元に配付のとおり審査結果報告書が提出されておりますので、会議録に登載のことといたします。

令和5年9月19日

上三川町議会議長 高橋正昭 様

上三川町議会決算特別委員会
委員長 海老原友子

委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定によ

り報告します。

記

1 審査事件

- (1) 議案第74号 令和4年度上三川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- (2) 議案第75号 令和4年度上三川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (3) 議案第76号 令和4年度上三川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (4) 議案第77号 令和4年度上三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- (5) 議案第78号 令和4年度上三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (6) 議案第79号 令和4年度上三川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- (7) 議案第80号 令和4年度上三川町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

2 審査日

令和5年9月11日（月）、12日（火）

3 審査委員

委員長 海老原友子

副委員長 小川公威

委員 田崎幸夫

鶴見典明

篠塚啓一

神藤昭彦

稲川 洋 計7人

4 審査結果

議案第74号から議案第78号までは、認定する。

議案第79号及び議案第80号は、可決及び認定する。

○議長【高橋正昭君】 これより決算特別委員長の報告を求めます。7番、決算特別委員長、海老原友子君。

（7番・決算特別委員長 海老原友子君 登壇）

○7番・決算特別委員長【海老原友子君】 令和4年度決算に係る決算特別委員会の審査結果について御報告いたします。

去る9月1日の本会議におきまして決算特別委員会が設置され、9月11日、12日の2日間、田崎幸夫委員、鶴見典明委員、篠塚啓一委員、神藤昭彦委員、稲川洋委員、副委員長に小川公威委員、委員長に私、海老原友子の計7人が出席し審査を行いました。

なお、委員会の結果報告につきましては、お手元の審査結果報告書における各会計の主な質疑の朗読をもって代えさせていただきます。

報告書の2ページをお開きください。

一般会計歳入決算額は127億1,727万4,082円、歳出決算額は116億419万6,334

円、形式収支額は11億1,307万7,748円で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は8億65万5,748円となっております。

各特別会計における歳入歳出差引額は、国民健康保険事業特別会計で4,098万9,465円、介護保険事業特別会計で2億1,796万4,729円、後期高齢者医療特別会計で362万5,868円、農業集落排水事業特別会計で1,566万3,266円となり、各会計とも黒字決算として計上しております。

水道事業会計では、収益的収入及び支出の決算で、当年度純利益が1,926万5,282円となっております。また、下水道事業会計では、収益的収入及び支出の決算で、当年度純利益が1,696万2,620円となっております。

次に、審査過程における各会計の主な質疑について御報告いたします。

一般会計の歳入では、固定資産税及び都市計画税の現年課税分の不納欠損の理由に関する質問に対し、相続人が不存在なため、今後の納付見込みがないと判断したとの説明がありました。

一般会計の歳出のうち、総務費では一般管理費の時間外勤務手当の質問に対し、支給対象者は44名分である。一般管理費に限らず、職員全体としては昨年度の時間外勤務手当の合計額を平均単価で割り戻すと月10時間程度であるとの説明がありました。

次に、民生費では、社会福祉総務費の相談事業に関する質問に対し、心配ごと相談は18件で、金銭トラブルや不動産などの相談で、民生委員、人権擁護委員等が相談を受けている。また、法律相談は県弁護士会の弁護士が相談員となり、相談件数は67件であるとの説明がありました。

次に、衛生費では、予防接種健康被害救済措置に関する質問に対し、新型コロナウイルスワクチン予防接種の健康被害については、町に相談中も含めて10名程度であるとの説明がありました。また、医療用ウィッグ等購入費助成に関する質問に対し、ウィッグ13件、乳房補正具1件の申請があった、との説明がありました。

次に、農林水産業費では、森林経営管理事業の内容に関する質問に対し、事業内容は森林所有者から町が経営管理権の移譲を受けた森林の間伐等維持管理を業者に委託する事業で、7カ所、1.26ヘクタールの実績であるとの説明がありました。

次に、商工費では、各種業務支援に関する質問に対し、アドバイザー制度により商店街活性化に係る提言として、商店街のにぎわい創出及び新規出店の受皿となる企画推進、拠点としての生沼家住宅の活用、また商店街活性化の担い手育成等があった。その具体的施策について、商店街活性化を図るために商店街の横のつながりの強化として、中心商店街の店主による意見交換会を行ったり、創業支援として町商工会とともに経営塾などを行っているとの説明がありました。

次に、土木費では、定住促進住宅取得支援事業に関する質問に対し、事業開始の令和元年度は14件、令和2年度20件、令和3年度10件、令和4年度15件、令和5年度は現在13件の申請があり、申請時の世帯人数で計算すると253人の定住につながっているとの説明がありました。

次に、教育費では、各種業務支援の人材派遣に関する質問に対し、ALT4名の派遣業務であり、月に一度のミーティングを行い、町雇用のALTを含めての指導を行っている。また、公民館講座においてもサポートを行っている。ALTは、初級又は中級程度の日本語を話せ、主任においては日本人と遜

色なく日本語を話せるとの説明がありました。

次に、災害復旧費では、東蓼沼橋の復旧工事に関する質問に対し、火災による復旧と併せて損傷箇所
の工事を行ったものであるとの説明がありました。

次に、国民健康保険事業特別会計では、特定健康診査及び特定保健指導の実績に関する質問に対し、特
定健康診査は集団健診及び個別健診の合計で1,981名、特定保健指導は、積極的支援が延べ51名、
動機付け支援が延べ182名であるとの説明がありました。

審査の結果、議案第74号から議案第78号までは全員賛成で決算を認定することに、議案第79号
及び議案第80号は全員賛成で剰余金の処分を可決及び決算を認定することに決定いたしました。

以上、報告といたします。

令和5年9月19日、決算特別委員長、海老原友子。

○議長【高橋正昭君】 委員長の報告が終了しました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

初めに、議案第74号「令和4年度上三川町一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたしま
す。これに対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起
立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立多数です。したがって、議案第74号は委員長報告のとおり認定するこ
とに決定いたしました。

次に、議案第75号「令和4年度上三川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」
を採決いたします。これに対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定するこ
とに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第75号は委員長報告のとおり認定するこ
とに決定いたしました。

次に、議案第76号「令和4年度上三川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採
決いたします。これに対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛
成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第76号は委員長報告のとおり認定するこ
と

に決定いたしました。

次に、議案第77号「令和4年度上三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第77号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第78号「令和4年度上三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第78号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第79号「令和4年度上三川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決及び認定とするものです。委員長報告のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第79号は委員長報告のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

次に、議案第80号「令和4年度上三川町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決及び認定とするものです。委員長報告のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第80号は委員長報告のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

○議長【高橋正昭君】 日程第3、「議員の派遣について」を議題といたします。

議員派遣につきましては、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、議員の派遣についてはお手元に配付しましたとおり、派遣することに決定いたしました。

○議長【高橋正昭君】 日程第4、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について」を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の

継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長【高橋正昭君】 以上で本定例会の案件は全て終了いたしました。

ここで、町長より発言の申出がありますので許します。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 令和5年第4回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、9月1日から19日までの19日間にわたり開会され、この間、報告事項や条例関係、補正予算、決算認定など28案件を上程いたしました。いずれの案件につきましても、終始、積極的な御審議をいただき、原案どおり可決・決定をいただき、ここに厚くお礼を申し上げます。可決いただきました議案の執行に当たりましては、細心の注意を払ってまいり所存でございます。今後とも、議員の皆様におかれましては、なお一層の御指導と御鞭撻のほどをお願い申し上げ、議会閉会に当たりましての私の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長【高橋正昭君】 閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、9月1日から本日までの19日間にわたり開催され、議員各位には、提出されました多数の重要議案につきまして、終始、慎重かつ熱心に御審議いただき、また、議会運営に御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

執行部におかれましては、委員長報告をはじめ、各議員の意見につきまして十分検討を加えられ、行財政運営に反映されますよう希望し、挨拶といたします。

以上をもちまして、令和5年第4回上三川町議会定例会を閉会いたします。誠にお疲れさまでございました。

午前10時37分 閉会